

設工認ヒアリング等コメント管理表

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
3/12	1	スケジュール管理&体制	-	○申請スケジュール管理及びチェック体制について ・昨年12月23日の審査会合で、人的リソースの追加を実施し、2月初め、3月末で設工認変更申請（分割2回）の申請を実施するとの説明を受けた。スケジュール管理をしっかりと実施して、スケジュールどおりの申請を実施すること。	・スケジュール管理としては、進捗及び作成資料内容の確認を関係者で毎日実施。 ・体制としては、社内的には建設段階の保安規定施行を4月1日に実施することに伴いマニュアル作成に対応していた人員を設工認関係に対応させる。親会社の東電から進捗確認会及びヒアリングにも参加頂いている。今後とも更なる改善を検討。	毎日の確認会を開始した。 （継続実施中） 体制強化は、これまでの実施事項に加え、継続して実施予定。
3/12	2	一般産業用工業品	申請書	○一般産業用工業品について ・一般産業用工業品については、何がリストアップされていて、基本設計方針を含めどの様に対応するのかを整理して申請書に記載すること。	・3月23日の審査会合にて、設計の施設管理に区分して基本方針を説明した。 ・詳細について、補足説明資料を作成し説明する予定。申請書に記載が漏れていることから、添付9「安全機能の健全性維持に関する説明書」に記載し、申請書を補正する。	補足説明資料を作成。 （設1-補-019） （補正申請書に反映）
3/12	3	一般産業用工業品	申請書	○一般産業用工業品について ・設計の観点で、設工認対象設備がリストアップされているので、一般産業用工業品としても設計条件等と同等に整理されるべき。	No.2で対応	No.2で対応
3/12	4	基本設計方針	申請書	○基本設計方針の記載について ・前後比較表の前の記載は全て「-」となっているが、この記載は前回までの申請書に記載の有無ではなく、設計として従前はどの様に設計していたかを前に記載し、後には従前から変更・追加等を実施した内容を記載する。なお、この記載についてはJNFLの設工認申請書をよく確認すること。	補足説明資料「設1-補-006 基本設計方針前後の考え方について」にて説明。 前後比較表の記載を整理し、具体例として「基本設計方針 共通項目 地震による損傷の防止」の変更前後比較表を作成し説明する。説明後、補正書で反映する。	ヒアリングコメントを踏まえ補足説明資料作成済。 （設1-補-006） （補正申請書に反映）
3/12	5	基本設計方針	申請書	○基本設計方針の記載について ・材料及び構造（第14条）の記載について、検査として耐圧試験についての記載が無い。また、基本設計方針には検査は記載しないという回答について、電力、JNFLの記載状況を確認し、記載がある場合は適切に対応すること。	先行事業者の記載を参考に、14条の基本設計方針に、検査についての記載を追加することとし、今後、補正書で反映する。	補足説明資料作成中。 （設1-補-009） （補正申請書に反映）
3/12	6	基本設計方針	申請書	○基本設計方針の記載について ・代替計測設備は、対象設備との認識だが第3-1表に記載がない。長期的な視野で仕様が変わることも想定し、要目表に記載しないなら、基本設計方針や添付にどう記載するか、体系的に整理して説明すること。	・2回目の計測制御系統施設と放射線管理施設にて申請を計画していた。 ・代替計測に関する補足説明資料を作成し、説明を行う。	ヒアリングコメントを踏まえ補足説明資料作成中。 （設1-補-020） （補正申請書に反映）
3/12	7	網羅性	申請書	○設工認対象設備のリストアップについて ・網羅性の表について、何をどの様に確認してリストアップしたのかを設備リストに繋がるような説明をすること。系統図等の色塗りについては、考え方も含め説明が無いと色塗りの図だけでは理解できないので、補足説明資料などで説明すること。	補足説明資料に、下記事項を明記する。 ・抽出時の考え方が設備リストに繋がるよう説明する。 ・色塗りの際の色塗りの考え方 ・技術基準規則条文の機能要求に対する該当有無により設工認対象設備を抽出する。 ・前提となる設備概要の資料について、ヒアリングでのコメント反映と充実化を図る。	ヒアリングコメントを踏まえ補足説明資料作成済。 （設1-補-002） （補正申請書に反映）

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
3/12	8	網羅性	申請書	○設工認対象設備のリストアップについて ・各条文に対する網羅性の考え方を補足説明資料で説明すること。また、記号の記載については解釈により記載の不整合やミスが見受けられる。適切な記載となる様に見直すこと。	補足説明資料で網羅性の考え方を明記する。 なお、修正が必要な箇所の記号は記載を見直す。	ヒアリングコメントを踏まえ補足説明資料作成済。 (設1-補-002) (補正申請書に反映)
3/12	9	網羅性	申請書	○設工認対象設備のリストアップについて ・設置しない設備の記載の在り方を検討し、設備を設置しないという設計の考え方を記載すること。また、申請書作成要領としても、技術基準に対して設置不要な場合の対応の記載を確認する必要がある。	設置が不要な設備について、不要な理由を記載し、設置しないことを共通の基本設計方針又は個別施設の基本設計方針に記載する。 (換気設備、廃棄設備) (設備概要の資料については、No.7で対応)	ヒアリングコメントを踏まえ補足説明資料作成済。 (設1-補-002) (補正申請書に反映)
3/12	10	基本設計方針	申請書	○技術基準第14条の対応について(材料及び構造) ・1.1.10.2(a)の要求事項を求める設備を明確に記載すること。	材料及び構造について、基本設計方針の記載変更案を補足説明資料にて説明する。	補足説明資料を作成中。 (設1-補-009) (補正申請書に反映)
3/12	11	QMS	申請書	○QMSについて ・建設時の保安規定は既に認可されており、この認可に基づき新しい保安規定に基づくマニュアル体系で設工認変更申請書が作成されているという理解であった。保安規定施行前後でどの様な対応となるのか(品証規則で要求されている事項が、品証規則施行以前でも要求事項を満足している事などを)を整理して説明すること。	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムについては、設工認申請書が品管規則の改正を踏まえていること、及び保安規定施行に伴う品質保証規程(改訂25)に整合している旨の説明とする。	補足説明資料を作成中。 (設1-補-010) (補正申請書に反映)
3/12	12	電気設備	申請書	○電気設備について ・電源車の接続方法、軽油タンクの設置状況、軽油タンクから電源車への軽油の供給方法等具体的な運用、電気設備の点検頻度の妥当性等についても、補足説明資料で説明が必要。	補足説明資料を作成し、説明を行う。 (電気設備の点検に関しては、安全機能の説明書で説明をするか、電気設備の補足説明資料に追加するか、検討する)	補足説明資料作成中。 (設1-補-022, 23) (補正申請書に反映)
3/12	13	その他	申請書	○添付図等 ・配置図や構造図についても、分割の1回目か2回目かが目次でわかる様に記載すること。また、単に項目の記載だけだと具体的な図のイメージが湧かないので、もう少し具体的に表現して欲しい。	・2回目に申請する構造図、系統図についても、申請する図面全てがわかるように目次を作成し、1回目の補正申請に添付する。 ・図面類の目次を作成し、補足説明資料として補正前に説明する。	補足説明資料作成中。 (設1-補-026) (補正申請書に反映)
3/12	14	スケジュール管理&体制	-	○補足説明資料について ・申請書の補足説明としては充実した補足説明資料が必要なので、提出や説明のスケジュールも合わせてどの様に対応するかを検討して適切に対応すること。	補足説明資料の内容及び提出時期を検討し、スケジュール管理表で管理するとともに、補足説明資料の内容については社内の確認会で確認してから提出する。	毎日の確認会にて確認実施。(継続実施中)

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
3/23審査会合用資料へのコメント						
3/19	15	網羅性	審査会合用 PPT	○設工認設備抽出について ・設工認対象設備の抽出について、網羅的に抽出したことの正当性、考え方を整理して説明すること。設備抽出の方法としては、JNFLの状況を確認して、何からどのように選定したのかを補足説明資料にて説明すること。また、具体的な確認資料（図面の色塗り等）はボリューム感を考えて代表例でも良いので、エビデンスを示し説明すること。 ・代替計測についても設備抽出の全体像の中に含めて説明が必要ではないか。	No. 7で対応 代替計測については、別の補足説明資料にて説明予定。 (設1-補-020)	No. 7で対応 代替計測についてヒアリングコメントに対応し補足説明資料修正中。
3/19	16	QMS	審査会合用 PPT	○QMSについて ・P12 事業変更許可申請書のQMSの記載は、「本文九」ではなく「本文七」なので適切に修正すること。	審査会合資料を修正。(済)	済
3/19	17	QMS	審査会合用 PPT	○QMSについて ・品管規則施行前後での品質管理プロセスの相違点を明確にし、差分があった場合には品管規則に整合している事の考え方及びその判断基準を説明すること。	No. 11で対応	No. 11で対応
3/19	18	QMS	審査会合用 PPT	○QMSについて ・品質保証規定（改訂25）については、現時点で制定されていないのであれば、その旨を適切に記載すること。	審査会合資料を修正。(済)	済
3/19	19	QMS	審査会合用 PPT	○QMSについて ・補足説明資料により、設計管理プロセスが品質保証規定の改訂24から改訂25になったとしても変更がないことを説明すること。また、品質保証規定の呼び込みだけでは、品管規則に整合している事が確認できないので、エビデンスも示して説明すること。	No. 11で対応	No. 11で対応
3/19	20	QMS	審査会合用 PPT	○QMSについて ・検査についても、設置済の機器・設備であっても品管規則に適合していること等について、使用前確認で確認する必要がある。検査の独立性も含め適切に整理して説明できるようにすること。	No. 11で対応	No. 11で対応
3/19	21	一般産業用工業品	審査会合用 PPT	○一般産業用工業品について ・分割1回目の設工認申請書に現状記載されていないが、今後何処にどのように記載するか等について記載の考え方や具体的な記載内容について、補足説明資料により説明すること。	No. 2で対応	No. 2で対応
3/19	22	基本設計方針	審査会合用 PPT	○火災防護について ・建屋の火災防護について、第1回目の申請は電気設備として記載するのか、基本設計方針として全体像を説明するのかにより、火災防護の示し方や分割2回目での記載ぶりが変わってくる。どのように記載するのかを整理して説明すること。	第1回目の申請では、基本設計方針として全体像を説明し、分割の2回目の申請では、具体的な内容を説明する申請書の記載とする。なお、電気設備の火災防護については、第1回目にて基本設計方針として全体像を説明するとともに具体的な内容も説明する。	第1回目申請の補足説明資料を作成中。 また、第2回目の申請書でも説明する。

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
3/19	23	基本設計方針	審査会合用PPT	○設備の抽出と網羅性について ・各条文に対する網羅性の考え方を補足説明資料で説明すること。また、記号の記載については適切な記載となる様に見直すこと。	網羅性の考え方を補足説明資料にて説明する。記号については、適切な記載となるよう修正する。	ヒアリングコメントを踏まえ補足説明資料作成済。 (設1-補-002) (補正申請書に反映)
3/19	24	許可整合及び技術基準適合	審査会合用PPT	○事業変更許可申請書および技術基準との整合性について ・P22-25で記載している「外部電源喪失」について、津波と津波以外（竜巻影響等）についての記載を区別して記載し、設計の考え方や給電の方法を具体的に記載すること。	審査会合資料を修正した。 外部電源喪失時の電源車からの給電方法や、津波襲来後の給油方法等について、補足説明資料にて説明する。	補足説明資料を作成。 (設1-補-022, 24) (補正申請書に反映)
3/19	25	許可整合及び技術基準適合	審査会合用PPT	○事業変更許可申請書および技術基準との整合性について ・軽油タンクについては、必要な容量の考え方についても津波襲来時の給油の方法や給油対象設備（津波襲来後に必要な設備含む）を補足説明資料により説明すること。	・審査会合資料を修正した。 ・津波襲来後の予備緊急時対策所への電源車からの給電方法や津波時に想定する軽油量について、補足説明資料を作成し説明する。	補足説明資料を作成中。 (設1-補-022) (補正申請書に反映)
3/19	26	許可整合及び技術基準適合	審査会合用PPT	○事業変更許可申請書および技術基準との整合性について ・P27, 28で電気設備の仕様として、無停電電源装置と軽油タンクの説明があるが、なぜこの2つの設備の説明なのか、容量の妥当性・正当性も含め添付15, 16の充実化が必要と考えられる。まずは補足説明資料により説明し、設工認申請書については充実化を図る検討を実施すること。	P27の無停電電源装置、P28の軽油タンクは容量に関する説明の代表例として記載したもの。 添付15-1、添付16-6には共用無停電電源装置、電源車の容量についても説明している。 申請設備の容量について、補足説明資料を作成し、説明を行う。	補足説明資料を作成中。 (設1-補-025) (補正申請書に反映)
3/19	27	許可整合及び技術基準適合	審査会合用PPT	○事業変更許可申請書および技術基準との整合性について ・P29の記載については、許可整合と技術基準との整合について分かりやすく整理して記載する必要がある。	審査会合資料を修正。（済）	
3/19	28	その他	審査会合用PPT	○「類型化」について ・P16-18の記載方針②説明の合理化で記載している「類型化」については、委員会ペーパーで記載している「類型化」と意味合いが異なる。（委員会ペーパーでは耐震Sクラスの施設に対して使用している。）従って、耐震以外の部分では類型化とは違う用語で記載すること。	審査の進め方の定義に従い、審査会合用PPTの類型化の表現を適正化。 ・今後「類型化」の用語は適切に使用する。	審査の進め方の定義に従い、審査会合用PPTの類型化の表現を適正化した。 (完了)
3/19	29	その他	審査会合用PPT	○工事の方法について ・JNFLでは設備毎に工事の方法を区別した記載としておらず、全ての設備について一括して記載している。記載箇所と記載方法について検討すること。設備毎に記載するのであれば、なぜ設備毎に記載する必要があるのか等考え方を説明すること。	審査会合資料を修正する。 今回の申請では、発電炉に倣い、電気設備に記載の工事の方法を記載し、他の施設は呼び込むことを想定したものであるが、JNFLのように、一括した記載として共通事項として記載することについて検討する。	補足説明資料を作成中。 (設1-補-011) (補正申請書に反映)
3/19	30	スケジュール管理&体制	スケジュール管理表	○補足説明資料の提出及び説明スケジュールについて ・補足説明資料については、説明する内容について項目毎の関係性も考慮して、資料の作成及び説明を効率的に実施できるように調整すること。	補足説明資料を実施する項目を再度抽出し、関連性のあるものを統合して補足説明を行うようスケジュール管理表を修正する。	スケジュール管理表、4/9再提出予定
3/19	31	スケジュール管理&体制	スケジュール管理表	○補足説明資料の提出及び説明スケジュールについて ・補足説明資料の改訂等を考えて、項目毎に資料番号を附番すること。	補足説明事項の再抽出及び関連項目の統合の実施の際に再附番する。	スケジュール管理表、5/6再提出予定

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
3/19	32	スケジュール管理&体制	スケジュール管理表	○補足説明資料の提出及び説明スケジュールについて ・補足説明資料の提出は、できたものから順次提出すること。	補足説明資料の提出は、できたものから順次提出する。	継続して実施
3/19	33	網羅性	スケジュール管理表	○設備の抽出に関する補足説明資料の提出 ・設備リストについては、JNFLにどのようなコメントを受けて修正しているか等も適宜情報を得ること。また、設備リストの作成に当たっては、網羅性と設備の抽出、基本設計方針に加え、仕様としてどの程度の記載が必要か等十分検討しないと手戻りが発生する。系統の色塗りも踏まえ、適切な記載となるよう検討・調整すること。	JNFLのヒアリング情報を入手し確認する運用とした。(実施中) ・網羅的な設備の抽出について補足説明予定。	ヒアリングコメントを踏まえ補足説明資料作成済。 (設1-補-002) (補正申請書に反映)
3/23審査会合におけるコメント						
3/23	34	スケジュール管理	-	○スケジュール管理について ・設工認変更申請の時期が当初の予定よりも遅れている。次回申請ではスケジュール管理をしっかり実施して欲しい。 ・スケジュールが守れないことに対してどこを改善すれば守れるかの具体的な改善策を立てて実行すること。 ・審査の早期化の要望を役員から受けたが、それに対して申請が遅れたことについて役員からの説明が無いのは不誠実。次回はスケジュールどおりにすすめること。	No. 1にて対応	No. 1にて対応
3/23	35	網羅性	申請書	○対象設備抽出について ・代替計測、可搬型測定器等の津波対応機器についても設備抽出の全体像として添付書類3の表3-1に記載するべき。 ・設備抽出に漏れがない事については、補足説明資料で説明すること。 ・金属キャスク、貯蔵架台について、基準適合性の表3-1の記号の記載が適切ではなかった。考え方等について改めて補足説明資料で説明すること。	No. 7で対応	No. 7で対応
3/23	36	スケジュール管理&体制	申請書	○申請書のチェック体制について ・分割1回目の申請書で、一般産業用工業品の交換、更新について基本方針を記載する必要があったが、記載が漏れている。申請書の記載チェック、判断ができるような体制を構築すること。	・今後は作成資料内容の確認を関係者で毎日実施する。(実施中)	毎日の確認会を開始した。 (継続実施中)
3/23	37	QMS	申請書	○品質管理の実践について ・保安規定(建設段階)の認可が昨年9月であったが、分割1回目の設工認変更申請時には保安規定の施行が実施されておらず、保安規定に沿ったQMSが実施されていることが確認できなかった。(2020年4月に施行された品管規則の要求を満足している事の確認もできていない。) ・保安規定の施行が下部マニュアルの制定の有無に影響するのは理由になっておらず、9月に認可されているのに翌年の4月に施行すること自体認識が甘い。	今後は法令改正に対し、適切に品質管理体制がとれるようマニュアル等の改訂後に設工認申請する。	今後、保安委員会にて適切に実施していることを確認する。

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
4/2 面談におけるコメント						
4/2	38	スケジュール管理&体制	-	○スケジュール管理及びチェック体制について ・3/23の審査会合で次の事項について、分割1回目の申請を2月中に実施するというスケジュールが守れなかった点について具体的な改善策を立て実施すること、また、必要な要員を配置することを要求した。現状の改善状況及び今後のスケジュールを説明して欲しい。	No. 1にて対応	No. 1にて対応
4/2	39	スケジュール管理&体制	-	○スケジュール管理及びチェック体制について ・今回の資料を確認すると、審査会合等で指摘したことに対する対応について、資料が伴っておらず、全体的にRFSの認識が甘い。規制側の要求事項を本当に理解していないのではないかと問わざるを得ない。規制側の要求事項について指導して欲しいのならばもう一度取上げて行政面談で指導することも考えられるが、現実的には、設工認申請書に対して記載事項の充実化を含めヒアリングでコメントする。体制については、経営陣で再考して頂きたい。	No. 1にて対応	No. 1にて対応
4/2	40	スケジュール管理&体制	-	○スケジュール管理及びチェック体制について ・今後の申請スケジュールについても適切に対応し、今後追加する添付書類についてのスケジュールも提出すること。	No. 30にて対応	No. 30にて対応
4/2	41	スケジュール管理&体制	-	○資料作成及びスケジュール管理について ・ヒアリングの説明については、何を説明したいのかを明確にしてから実施することを要求していた。形式的な資料は不要、本質的に説明したい事項・内容を整理し、ヒアリング資料とすること。また、資料の関係性を踏まえ、説明内容毎に1回のヒアリングで説明できるように計画すること。	資料作成及びスケジュール管理については、資料も関連性も含め、説明内容について十分に精査してから提出するよう、社内の確認会議等で確認を行う。	毎日の確認会を開始した。 (継続実施中)
4/2	42	その他	-	○コメントリストについて ・規制側のコメントの内容の理解と対応状況の確認のため、常備資料としてコメントパンチリストを提出し、適切にコメント対応を管理すること。なお、コメントの趣旨と回答が整合していないと、後で大きな問題となる可能性がある。	コメント管理表をヒアリング資料として提出し、情報共有する。	コメント管理表を提出予定。
4/2	43	網羅性	補足説明資料	○網羅性について ・設備抽出の考え方のみでの資料となっているが、抽出結果も含めた資料でないと確認ができない。説明すべき事項の繋がりを考えて資料組み立てを行い改めて資料提出すること。	No. 7で対応（説明事項全般に水平展開）	
4/2	44	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料について ・基本設計方針で記載してあることの添付資料が無いものがある。添付がないなら、申請書の内容は全て補足説明資料で説明が必要。	・補足説明資料について、基本設計方針で記載してあることの添付資料が無いものについて、補足説明資料で説明する。 ・ヒアリング結果を踏まえ、他に不足している内容があれば補足説明する。	補足説明資料を作成。 (設1-補-008,9) (補正申請書に反映)

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
4/2	45	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料について ・基本設計方針については、分割申請の中で記載する項目の議論は有るが、共通事項については行政面談でRFS自ら分割1回目に記載すると判断したものと理解しているので、補足説明資料で考え方や内容について説明するべき。	No. 44で対応	No. 44で対応
4/2	46	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料について ・耐震や地盤についても、耐震Cクラスとしての説明は必要である。また、分割2回目の申請書の記載内容との差分についても考え方、具体的な記載内容について説明が必要。	耐震や地盤に関する、耐震Cクラスとしての説明を実施する。	補足説明資料を作成中。 (設1-補-013) (補正申請書に反映)
4/2	47	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料について ・耐震計算のパラメータ設定の考え方も説明して欲しい。	耐震計算のパラメータ設定の考え方を補足説明する。	補足説明資料を作成中。 (設1-補-013) (補正申請書に反映)
4/2	48	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料について ・津波について、事業許可との関係についての記載が無いので、補足説明資料により説明した上で、補正申請等の対応が必要。	・事業許可と設工認の関係について、事業許可（まとめ資料）をベースに補足説明資料で説明を行う。 ・説明内容は、設工認（添付資料）に追記する。	補足説明資料を作成中。 (設1-補-012, 015) (補正申請書に反映)
4/2	49	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料について ・設工認申請書としては、そもそも添付資料が不足している。従って、補足説明資料としても足りない。 また、補足説明資料の内容も薄い。今後、補足説明資料で設工認の申請事項（何を記載して、何を記載しないか、記載しない事項を補足説明資料で説明する等）の整合を図ること。	No. 44で対応	No. 44で対応
4/2	50	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について（設備抽出について） ・設工認対象設備から外した設備、今回追加した設備の考え方を説明すること。	No. 7で対応	No. 7で対応
4/2	51	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について（設備抽出について） ・設備抽出時に何の説明を実施するのかの要求事項を明確にしてから作成、検討を行うこと。	No. 7で対応	No. 7で対応
4/2	52	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について（設備抽出について） ・自明と考えていることでも、記載を省略せず説明すること。	No. 7で対応	No. 7で対応
4/2	53	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について（設備抽出について） ・許可整合と技術基準整合の考え方を整理すること。	No. 7で対応	No. 7で対応
4/2	54	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について（設備抽出について） ・審査としては備蓄センターの設備を網羅的に示す必要は無く、設工認対象設備を網羅的に抽出されていることを示すことが必要。このため、（設備リストに設工認対象ではない機器・設備の記載は必ずしも必要ではない）。	No. 7で対応	No. 7で対応

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
4/2	55	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について（設備抽出について） ・添付書類3の表3-1における、各設備に付記した記号の考え方を、補足説明資料で説明すること。	No.7で対応	No.7で対応
4/2	56	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について（設備抽出について） ・新設設備の抽出の考え方や具体的なエビデンスを規制庁側で判断できるよう揃えること。	No.7で対応	No.7で対応
4/2	57	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について（設備抽出について） ・一般産業用工業品についても、表3-1に記載し、補足説明すること。	表3-1に一般産業用工業品の欄を設ける。 安全機能の補足説明資料に一般産業用工業品の記載を行う。	補足説明資料作成中。 （設1-補-002,019） （補正申請書に反映）
4/2	58	網羅性	申請書 添付資料-2	○QMS説明書 ・QMSの説明書P63 添付-2 3.の「ただし、規制側との交渉で記載することになった設備、機器は記載するものとする。」の記載を見直すこと。	QMS説明書の当該部のただし書きの記載を削除する。	補正時に対応。
4/2	59	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について ・設工認の本文記載として何を記載するかを整理し、変更事項として何を記載するかを整理し、その上で、設備抽出と合わせて説明すること。	申請書本文記載事項の考え方について補足説明する。	補足説明資料を作成済。 （設1-補-003） （補正申請書に反映）
4/2	60	網羅性	補足説明資料	○補足説明資料について ・添付書類3の添付で次回申請分について、目次に「次回申請」を明記すること。	添付書類3に添付の目次がないことから、目次を作成し、次回申請分には「次回申請」を明記する。 また、目次と書類内の「次回申請」の連関がわかるような記載となっているか再確認し、関連がわからない部分があれば記載を修正する。	補正申請書に反映
4/2	61	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料について ・代替計測のワーディングの意味合いを資料に追記又は修正するなどして説明すること。	資料中の代替設備とは、代替計測に使用する計測設備のこと。今後、似たような言葉を使い分ける場合は、違いが分かるように追記等を行う。	ヒアリングコメントを踏まえ補足説明資料作成中。 （設1-補-020） （補正申請書に反映） 対応なし
4/2	62	補足説明資料	補足説明資料	○補足説明資料について ・マスキングの考え方について、JNFLの議論を確認し、具体的なマスキング箇所の例を含め説明すること。	補足説明資料（非公開情報）について、具体的なマスキング箇所の例示を説明する。	補足説明資料を修正する。 （設1-補-005）
4/2	63	スケジュール管理&体制	スケジュール管理表	○補足説明資料の提出及び説明スケジュールについて ・今回のヒアリングのコメントを踏まえ、スケジュールの変更及び提出資料についても変更が発生した。ヒアリング日程の調整も必要なので、早めに連絡すること。	ヒアリングのコメントにて説明スケジュールや提出資料の修正が生じる場合には、ヒアリング日程の変更について社内確認が取れ次第早めに連絡する。	

実施日	No.	分類	資料名	コメント内容	対応案	対応状況
4/2	64	スケジュール管理&体制	スケジュール管理表	○補足説明資料の提出及び説明スケジュールについて ・スケジュールありきではなく、資料作成を確実に実施して欲しい。	No. 41で対応	No. 41で対応
4/12	65	網羅性	補足説明資料	○網羅的な抽出、申請書の記載事項 ・対象設備の抽出については、対象設備とは何かの考え方、申請書の記載事項（要目表、基本設計方針）をセットで説明して欲しい。（設1-補-008）	対象設備の抽出については、対象設備とは何かの考え方、申請書の記載事項（要目表、基本設計方針）をセットで補足説明する。	補足説明資料作成済。 （設1-補-002） （設1-補-003） （設1-補-004）
4/12	66	網羅性	補足説明資料	○設工認の記載及び補足説明すべき項目 ・JNFLが週末に提出する予定の共通06、07の資料で、上記の考え方を整理して提出する予定なので、情報収集してRFSの資料に反映すること。	JNFLの資料を参考に設工認で記載すべき事項の説明資料及び補足説明すべき事項の抽出を行う。	補足説明資料作成済。 （設1-補-003） （設1-補-004）
4/12	67	網羅性	補足説明資料	○網羅的な抽出 ・要求事項については、基本設計方針も含めて整理し、設1-補-005についてはエビデンスで説明すること。常備資料ではなく公開資料として代表例でも良いので補足説明資料に記載して説明すること。 ・設工認対象設備の抽出については、技術基準の適合性も含め、網羅的に適切に抽出されていることを説明すること。代替計測のみを説明しても網羅的に抽出したことは分からない。	No. 7で対応	No. 7で対応
4/12	68	基本設計方針	申請書	○基本設計方針の記載 ・基本設計方針の前後比較（設1-補-006）については、2. 2（1）～（8）と取り纏めた表の関連性が理解できる様に整理すること。また、記載の適正化の書き方はJNFLの記載と整合させること。	基本設計方針の記載方法については、JNFLの記載を確認の上、変更前後記載方針と比較表の関連性が理解できる形に再整理して説明する。	ヒアリングコメントを踏まえ補足説明資料作成済。 （設1-補-006） （補正申請書に反映）
4/12	69	工事の方法	申請書	○工事の方法 ・工事の方法については、標準化だけではなく、設備の設置状況（既設、新設、改造）も含め、補足説明資料で説明すること。なお、金属キャスクと金属キャスク以外で工事の方法をかき分ける事の考え方を補足説明資料で説明すること。（JNFLの濃縮工程側の資料が参考になる。）	工事の方法について、設備の設置状況（既設、新設、改造）も含めて、補足説明資料で説明する。なお、金属キャスクと金属キャスク以外で工事の方法をかき分ける事の考え方を補足説明資料で説明する。	補足説明資料作成中。 （設1-補-011）
4/12	70	QMS	申請書	○QMSの補足説明 ・QMSについては、補足説明資料として添付だけでなく本文のQMSについても記載すること。また、建設段階の保安規定の施行（2021年4月1日）については、補正申請で本文のQMSに保安規定に沿っていることが記載されていれば良いが、添付資料では保安規定施行の前後で、QMSマニュアルに基づく対応状況に違いがあると考えられるので、この違いについても補足説明資料で説明すること。	No. 11で対応	No. 11で対応
4/12	71	補足説明資料	補足説明資料	○添付資料の補足説明 ・添付書類の補足説明は、現在提出予定のラインナップ資料では足りていない。基本的な安全機能、例えば臨界防止の添付が無い。また、許可整合については、津波のみとなっている。（津波の対応だけではないはず。）	添付書類の補足説明事項について再整理する。	補足説明資料を作成済。 （設1-補-004）
4/12	72	補足説明資料	ロジックペーパー	○ロジックペーパー ・ロジックペーパーについては、そもそも説明ロジックと設計（全体的な構成）ロジックがある。設計ロジックとしては本来、基準要求に対して何をどこに記載する等の考え方を説明したもので、その日のヒアリング内容とは別に説明資料の全体的な考え方を示すものが必要。	設計ロジックとして、要求事項を踏まえ対象設備の抽出及び設工認申請書への記載、添付書類、補足説明資料の必要項目の整理に対する考え方を整理し説明する。また、その日のヒアリング内容の説明についても行うこととする。	設計ロジックを説明。 （設1-補-001） その日のヒアリング概要は、各ヒアリング時に説明。